

習志野市農業委員会総会議事録

令和５年第４回習志野市農業委員会総会は令和５年４月６日（木曜日）に習志野市役所２階会議室で開催した。

１．開催時刻 午前９時００分

２．委員の出欠席 １６名中 １４名出席 欠席２名（網掛け）
（委員氏名）

１番 中野 政博	２番 江口 明美	３番 江口 勝洋
４番 渡邊 喜代美	５番 櫻井 茂雄	６番 三代川 和彦
７番 飯生 正己	８番 廣瀬 克久	９番 村山 源司
１０番 中基 明	１１番 矢野 泰宏	１２番 都築 博文
１３番 織戸 淳也	１４番 渡邊 幸枝	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 村山 茂男	

３．議事録署名人 ７番 飯生 正己 ８番 廣瀬 克久

４．総会に付した議件

議案第 １ 号 生産緑地のあっせん結果について

議案第 ２ 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 ３ 号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第 ４ 号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第５－１号 令和５年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について

議案第５－２号 令和５年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について

５．報告案件

報告第 １ 号 農地等の利用の最適化の推進に関する目標について

６．議案審議結果

上 程 ６件 承 認 ６件

７．閉会時間 午前１０時２０分

議 長	みなさん、おはようございます。 年度も変わり、令和5年度が今週からスタートしました。 マスクの着脱も自由となり、新年度に新入学やフレッシュな社会人等が第一歩を踏み出す華々しい時期となりました。 それでは、ただ今より、令和5年第4回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 農業委員会総会を開催するにあたりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催いたします。 これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減してまいりますので、ご理解願います。 本日は、2番、江口明美委員、15番、村山茂男職務代理の2名から欠席される旨の連絡がありました。 よって、農業委員16名のうち14名の出席により、本日の総会は、成立いたしました。 次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。 7番、飯生正己委員、8番、廣瀬克久委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数6件、報告件数は、1件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 対象となりました生産緑地は、習志野市本大久保五丁目にある農地2筆であり、合計面積は1,437平方メートルであります。 申請者は、資料記載のとおりでございます。 この度、対象となりました生産緑地につきましては、令和5年3月7日開催の令和5年第3回総会において、皆様方に生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。 本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。 なお、本日のあっせん結果につきましては、総会後に市に対し回答いたします。 説明は以上です。

議 長	事務局、ありがとうございました。 本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。 地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方はおられましたか。 よろしいでしょうか。 特段、購入希望を示された方はいなかったということで良いでしょうか。 はい。ありがとうございます。 それでは、議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」は、購入希望者無しと、市に対し回答することといたします。 事務局は、速やかに市に回答をお願いします。 続いて、議案第2号、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議案といたします。 それでは、事務局より議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第2号は、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてであります。 当該農地は、市街化調整区域内ではありますが、農地以外の土地利用を20年間以上続けていたことから、農地転用許可を受けることが不要であると千葉県知事に認めていただくため、申請者より証明願の提出があったものです。 申請地は、習志野市実籾本郷の農地1筆であり、申請者は資料記載のとおりであります。 事実を立証するものとして、平成12年1月4日に撮影した航空写真にて、23年前には利用形態が道路であったことが確認されております。 以上のことから、申請地は農地転用許可を取得する必要性が無い土地であるのか、皆様にご審議いただくものです。 なお、本日の審議結果を意見書に附して千葉県知事に進達いたします。 説明は以上です。
議 長	事務局ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、事務局による詳細説明中は暫時休憩といたします。 それでは、事務局お願いします。

事務局	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 それでは、休憩前に戻りまして議案第2号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 はい。飯生委員、どうぞ。
飯生委員	はい。1点だけ確認します。 資料に添付された写真を見ますと、道路に側溝が整備されておりますが、私道で側溝を整備するとは考えにくいですが、存じていることがあれば説明してください。
議 長	事務局、答えられますか。
事務局	はい。お答えいたします。 側溝などの私道整備については、私道整備要綱に基づき土地所有者の同意を得て行っていますが、当時の近隣住民の要望により雨水排水の付帯施設として側溝を布設したものと記憶しております。
議 長	飯生委員、続けてどうぞ。
飯生委員	側溝を整備する時に、農地であることは問題にはならなかったのでしょうか。
議 長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	はい。側溝を整備する以前から道路として利用されていたことから、近隣住民の生活環境の向上に寄与することを目的に実施したものであります。
議 長	飯生委員、よろしいでしょうか。 あくまでも、現況重視で整備をしたとのことでよろしいでしょうか。
事務局	はい。そのような判断があったものと思料しております。
議 長	はい。ありがとうございます。 他に質問など、ありませんか。 はい。渡邊幸枝委員、どうぞ。

渡邊幸枝委員	はい。近所の方にお話を聞いたところ既に売買がされている土地だそうで家が建つのではと伺ったのですが、情報ありませんか。
議 長	事務局、何か情報ありますか。
事務局	はい。対象地隣接の宅地の取引であると思われます。 この取引を進めるに当たり、道路に接する必要があることから、今回の地目変更登記を行うものと思われます。
議 長	はい。ありがとうございます。 渡邊幸枝委員、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。 他に質問ありませんか。 よろしいでしょうか。 ご質問が無いようなので、採決に入ります。 議案第2号、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について採決いたします。 対象地は、既に農地以外の土地利用が行われているため、非農地であると認め、農地法に基づく許可を要しない土地である旨、意見書を附して千葉県知事に進達しようと考えますが、これに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、議案第2号は、非農地である旨を意見書に附して、千葉県知事に進達することと決しました。 次に参ります。 議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾三丁目の農地3筆であり、合計面積は1.61平方メートルであります。

事務局	2番、権利の内容といたしましては、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年4月20日から令和25年4月19日までの20年間であります。 3番、申請者の住所及び氏名は資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局 議 長	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 …… 事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、これより、議案第3号についての審議に入ります。 ご質問のある方は、挙手願います。 はい。櫻井委員、どうぞ。
櫻井委員	はい。1点だけ確認をさせていただきます。 昨年の2月総会において、この3筆の土地は、当該申請者間で無償譲渡を行う前提で協議を進めていると情報提供いただいたと記憶しておりますが、それが、今回、使用貸借権の設定となっております。間違いないのか確認します。
議 長	はい、事務局説明をお願いします。
事務局	はい。説明させていただきます。 今、櫻井委員よりお話がありましてとおり、当初は土地所有者より譲受人に対し、無償で譲渡を行う計画でありました。 しかしながら、代理人の報告では、協議の結果、無償譲渡でなく、20年間の使用貸借契約でまとまったとの事であります。
議 長	櫻井委員、よろしいでしょうか。
櫻井委員	はい。ありがとうございました。
議 長	他にはありませんか。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。

議 長	議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りいたします。 本件について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することに決しました。 事務局は、本件について申請者に対し、許可書を速やかに発行してください。 次にまいります。 議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾本郷の農地1筆であり、面積は376平方メートルであります。 2番、権利の内容といたしましては、売買による所有権の移転であります。 3番、転用目的は、特定建築条件付き売買予定地2区画であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明については以上です。
議 長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明と現地調査報告をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明及び現地調査報告 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 ご意見・ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。 よろしいでしょうか。

議 長	それでは、ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 はい。ありがとうございます。 全員賛成により、議案第4号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 事務局は、進達に向け準備をお願いします。
議 長	次にまいります。 議案第5－1号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について」を議案とします。 事務局は、議案第5－1号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第5－1号は、令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)についてであります。 この度、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号(案)の適否について依頼がありましたので、計画案のとおり決定することについて、審議を求めるものであります。 1番、申請地は、藤崎一丁目の農地1筆であり、面積は829平方メートルです。 2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年4月14日から令和8年4月13日までの3年間であります。 なお、今回の利用権設定は新規の設定となります。 3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明については以上です。
議 長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。

議 長	それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条第1項に規定する議事参与の制限により、13番、織戸淳也委員は退席をお願いします。 織戸淳也委員が退席される間は暫時休憩といたします。
事務局	…… 織戸 淳也委員の退席を案内 ……
議 長	それでは、休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、これより議案第5－1号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問が無ければ採決に入ります。 議案第5－1号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)」について」お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第5－1号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)」について」は、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、市長に対して速やかに回答文書を提出して下さい。 それでは、審議が終わりましたので、事務局は織戸淳也委員の入室を案内してください。 織戸委員が自席に戻られるまで、暫時休憩といたします。
事務局	…… 織戸 淳也委員の入室を案内 ……
議 長	それでは、休憩前に戻り会議を開きます。 織戸委員に報告いたします。 議案第5－1号は計画案のとおり決定することに決しましたので、報告いたします。 今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。 次にまいります。 議案第5－2号「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)」について」を議案とします。

議 長	事務局は、議案第5－2号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第5－2号につきましても、令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)についてであります。 提案理由は議案第5－1号と同様のため割愛いたします。 1番、申請地は、鷺沼台二丁目の農地1筆であり、面積は1,761平方メートルであります。 2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年5月7日から令和8年5月6日までの3年間であります。 なお、この度の利用権設定は5回目となります。 3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明については以上です。
議 長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、日々の営農状況を確認させていただきます。 同じ鷺沼台地区で営農されている三代川和彦委員、申請者の耕作状況等はいかがでしょうか。
三代川(和)委員	はい。 申請者は、昨年、白菜やブロッコリーなどを栽培しており、何ら問題ないと思います。 ただ一つ気になるのは、先日、鷺沼台の他の農地を返しているそうで、所有者が売却等検討しているのかと思われます。 本人については、トラクターなどを利用して何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 続いて、借受人が谷津本郷地区の認定農業者でありますので、同地区の矢野泰宏委員にも伺います。耕作の状況はいかがでしょうか。

矢野委員	はい。精力的に営農活動を行っています。
議 長	ありがとうございました。 それでは、これより、議案第5－2号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問が無ければ採決に入ります。 議案第5－2号の「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について」お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第5－2号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について」は、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、市長に対して速やかに回答文書を提出してください。 よろしくお願いいたします。 以上で、本日の審議案件は全て終了となります。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する目標について、事務局より資料についての説明をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 ただ今、事務局より説明がありましたが、私ども農業委員会として令和5年度の目標を設定しようとするものです。 私もそうですが、残り半年の任期中、その達成に向けた活動を、皆さんもよろしくお願いいたします。 何か質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。 はい。飯生委員、どうぞ。

飯生委員	はい。新規参入促進の数値について、令和2年度に新規参入者がいたと思います。その後、令和3年、令和4年と、こちらの方は新規参入者として営農されていたはずですが。こちらの数値が計上されていない理由を教えてください。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。お答えいたします。 ただ今、飯生委員のご質問は、新規参入者の促進に関する項目について、令和3年、令和4年の数値が0件であることについてです。 こちらについては、その年度に新規参入された方の数値を記載するものであり、令和2年度に参入された方は、翌年度以降に計上いたしません。
議 長	飯生委員、よろしいでしょうか。
飯生委員	はい。考え方は理解しました。 しかしながら、営農されている事実と、更に参入を促す目標数値があつてこそ、明確になるのではないかと思います。
議 長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	はい。その点については、今後の課題として確認させていただきます。
議 長	その他ありますでしょうか。 よろしいですか。 無いようでしたら、以上をもちまして、令和5年第4回習志野市農業委員会総会を終了いたします。 この後、連絡事項がありますので、事務局より進行をお願いします。